**◎受入れできない間伐材等（写真参照）**

　・葉が付いている木・竹（果樹の剪定枝は除く。）

　・竹の枝

　　　　・長さが４ｍを超える木・竹

　　　　・木の太さが、直径６０㎝を超えるもの

　　　　・幅（広がり）が８０㎝を超える木

　　　　・土が付いている木・竹（根株は土がついていなくても受入れできません）

　　　　・製材の端材

　　　（ 果樹の剪定枝以外は、必ず葉を落としてください。 ）

※ビニールひもや麻ひもなど木・竹以外はお持ち帰りください。

　　　※カメラ等で受入基準が守られていない搬入者が判明した場合は、買取額、補助

金の支払いはできません。また、登録を取り消す場合があります。